

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託仕様書（案）

- ・この仕様書は、契約締結時に想定される仕様書である。
- ・本仕様書は企画提案の前提となる条件を示すものであり、契約締結時には、採用された企画提案の内容及び静岡県（委託者）との協議結果を反映して、業務内容を確定するものとする。

1 目的

本業務は、台湾又は韓国の市場に影響力を有するインフルエンサーを招聘してファムトリップを実施し、その体験を対象市場の一般消費者向けに発信することにより、西部地域の認知度向上及び将来の来訪意欲の喚起を図ることを目的とする。併せて、インフルエンサーによる外国人旅行者目線の評価と受託者の専門的な分析を通じて、西部地域の強み、受入上の課題及び今後訴求すべきテーマを明らかにし、西部地域の各市町が今後実施するインバウンド施策に活用できる成果を得るものとする。

2 委託業務名

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

4 対象市場

対象市場は台湾及び韓国とし、台湾のみ、韓国のみ又はその双方のいずれを対象とするかは、受託者の企画提案に基づき、委託者と協議の上決定する。

5 ターゲット

ターゲットは、台湾又は韓国に居住する日本旅行経験者又は日本旅行への関心が高い者のうち、東京、大阪等の定番観光地にとどまらず、日本の地方旅行にも関心を有する層を基本とする。

6 業務内容

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサーを招聘し、情報発信を行うため、事業の企画、インフルエンサーの選定、ファムトリップの日程及び行程の調整、招聘期間中の管理等、一切の業務を行うこと。

(1) インフルエンサーの選定及び参加調整

ア 対象市場から招聘するインフルエンサーは1組以上とし、撮影者その他のスタッフの同行も認める。

イ 招聘基準として、SNS フォロワー数10万人以上、又は市場に応じて同程度の影響力を有するインフルエンサーとする。

ウ 候補者の過去の投稿内容、法令違反又は公序良俗に反する投稿の有無、

タイアップ実績その他の事項を確認し、本業務の担い手としての適性或信用上のリスクを検証すること。

エ 企画提案時に提示したインフルエンサーを原則として実際に招聘すること。やむを得ず変更する場合は、同等以上の発信力及びターゲットとの適合性を有する者とし、変更理由及び代替候補者の情報を示して、委託者の事前承認を得ること。

オ 招聘決定後、参加条件、キャンセルポリシー、個人情報の取扱い、情報発信その他必要な事項を記載した参加要項及び同意書等を作成し、参加者から必要な同意を得ること。

カ 渡航及び旅行に必要な手続を確認するとともに、食物アレルギー、食事制限、宗教上の配慮その他行程上配慮すべき事項を事前に把握し、支障なく参加できるよう調整すること。

(2) ファムトリップ行程の企画・作成

ア ファムトリップは令和9年1月末までに実施し、2泊3日以上とする。実施時期及び具体的な日数は、訪問先の季節性、混雑状況、発信効果及び費用対効果を考慮して提案し、委託者と協議の上決定すること。なお、本委託業務期間内にインフルエンサーによる情報発信及び受託者による成果品の提出までを完了できる日程とすること。

イ 訪問対象は、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町とし、原則として3市町以上を訪問すること。

ウ 観光地を単に羅列するのではなく、対象市場及びターゲットに響く行程全体のコンセプト又はストーリーを設定すること。

エ 食、文化、体験、自然、買物等を適切に組み合わせ、西部地域の特色が伝わる行程とすること。

オ 訪問先での取材・撮影時間、説明時間、体験時間及び移動時間を適切に確保し、交通事情を踏まえた実現可能な行程とすること。必要に応じて雨天時又は荒天時の代替行程を用意すること。

カ 海外から日本への出入国空港は、富士山静岡空港又は中部国際空港とする。

キ ファムトリップ当日の移動には、撮影効率及び安全性を考慮し、貸切車、専用車等を使用することができる。

ク 訪問先、行程、移動手段、宿泊先、食事、参加者、同行者、関係者連絡先、手配状況及び緊急連絡先等を記載した詳細行程表を作成し、委託者の確認を受けた上で関係者に配布すること。最終行程表は、原則として出発日の2週間前までに提出すること。

(3) ファムトリップの手配及び運営

ア 国際航空券、国内交通、専用車、宿泊、食事、訪問施設、体験、入場、通訳、通信環境その他行程上必要となる全ての手配を行うこと。旅行サービスの手配に当たっては、旅行業法その他の関係法令を遵守し、必要に応じて適法な登録を有する旅行業者等を活用すること。

- イ 対象国及び参加者の使用言語に応じ、訪問先の説明及び関係者との意思疎通を円滑に行える通訳者又は通訳ガイドを必要に応じて手配すること。
- ウ 受託者の担当者又は適切な旅程管理者が全行程に同行し、行程管理、安全管理、関係者との連絡調整及び緊急時対応を行うこと。
- エ 参加者が自宅を出発してから帰宅するまでの間を対象に、傷害死亡、傷害治療、疾病治療及び賠償責任等について十分な補償を受けられる旅行保険等を手配すること。
- オ 県職員等が行程の全部又は一部に同行する場合がある。同行に必要な座席等は受託者が手配するものとし、県職員等の交通費、施設入場料及び食事代等は、別途委託者が負担する。

(4) インフルエンサーによる SNS 等での情報発信

- ア 使用する媒体は、Instagram、TikTok、YouTube、ブログその他の SNS 等から、招聘するインフルエンサーの特性及びターゲットに応じて選定すること。
- イ ファムトリップ実施後 1 か月以内を基本として発信し、原則として投稿後 1 年以上、公開状態を維持すること。やむを得ず削除又は非公開とする必要が生じた場合は、事前に委託者と協議すること。
- ウ 投稿内容については、訪問施設は全て取上げること。また、インフルエンサー本人の表現及び率直な感想を尊重し、委託者による事前確認は原則として行わない。ただし、施設名称、所在地、料金、営業時間等の客観的事実は受託者の責任において確認すること。明らかな誤情報が確認された場合、委託者は受託者に修正を求めることができる。
- エ 投稿に当たっては、対象国の法令、各媒体の規約及び広告表示に関するルールを遵守し、必要に応じて本業務による招聘又は広告・PR である旨を適切に表示すること。

(5) インフルエンサーへのアンケート及び受託者からの提言

- ア ファムトリップ終了後速やかに、インフルエンサーに対するアンケート又はヒアリングを実施し、回答を回収すること。対象国の言語で実施した場合は、日本語訳を作成すること。
- イ インフルエンサーは、訪問した観光資源及び施設ごとに、魅力、想定ターゲット、訴求方法及び改善点等について、評価すること。
- ウ 受託者は、訪問市町に共通する強み及び課題を整理し、訪問市町が今後のインバウンド施策に活用できる提言を行うこと。

(6) 委託業務実績報告書の提出

次に掲げる事項を含む報告書を日本語で作成すること。

- ・事業実施概要
- ・招聘したインフルエンサー及び同行スタッフの概要
- ・ファムトリップの実施行程及び実施記録
- ・SNS 等による情報発信実績
- ・インフルエンサー本人による評価

- ・受託者による今後のインバウンド施策への提言

7 提出書類及び提出期限

受託者は、次のとおり必要書類を提出すること。

成果品	内容	提出期限
委託業務実施計画書	・様式第1号	契約締結後、速やかに
最終行程表 緊急連絡体制図	・参加者、同行者、手配状況、関係先 連絡先等を含むもの	原則として出発 日の2週間前ま で
委託業務実績報告書	・様式第2号 ・別途、本仕様書6(4)～(6)の各項目 を記載した資料も添付すること。	業務完了後、速やかに
その他	・委託者が必要と認めるもの	県が指定する日

なお、提出書類に不備がある場合、受託者は委託者の指示に基づき、委託業務期間内に補正すること。

8 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

(2) 秘密保持等

ア 受託者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）及びセキュリティポリシー等を遵守するものとする。

イ 本委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。これについては、業務完了後も同様とする。

(3) 著作権等

ア 本業務で作成した物の著作権・所有権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なしに加工及び二次利用することができるものとする。ただし、インフルエンサーの肖像が含まれる成果物（写真・動画等）の二次利用については、インフルエンサー側の規定により利用期間や利用範囲に制限が生じる場合、契約締結時に委託者と受託者で協議の上、取り扱いを定めるものとする。

9 報告・打合せ

- (1) 受託者は、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (2) 業務を円滑に実施するため、受託者は委託者の求めに応じ、適宜打合せを行うこと。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

(様式第 1 号) 契約書第●条関係

委託業務（変更）実施計画書

- 1 業務の名称 令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務
- 2 業務委託費 金 円
- 3 契約年月日 令和 年 月 日
- 4 業務開始予定日 令和 年 月 日
- 5 業務完了予定日 令和 年 月 日

6 業務の実施計画

区 分	内 容	実施（予定）時期

契約書第●条の規定に基づき、上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

静岡県西部地域局長 高橋 良和 様

住 所
受 託 者 名
代表者職氏名

(様式第 2 号) 契約書第●条関係

委託業務実績報告書

- 1業務の名称令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務
- 2業務委託費金円
- 3契約年月日令和年月日
- 4委託期間令和年月日から令和年月日
- 5業務完了日令和年月日

6 業 務 成 果

区 分	内 容	実施時期

上記のとおり実施したので、報告します。

令和 年 月 日

静岡県西部地域局長 高橋 良和 様

住 所
受 託 者 名
代表者職氏名